

## 感染症対策営業時間短縮要請協力金（飲食店：第3弾）の相談窓口を 8月13日（金）に開設します

令和3年8月7日（土）から実施している県独自及びまん延防止等重点措置による営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等の皆様に、協力金を支給します。

については、8月13日（金）に協力金の相談窓口を開設します。

なお、大規模施設等の協力金の相談窓口（コールセンター）は後日設置予定です。

### 1 相談窓口（群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）

電 話：050-5444-6096

備 考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。

※令和3年5月8日から6月20日までの間の営業時間短縮要請に係る協力金（飲食店等・大規模施設等）についてのコールセンターは以下のとおりです。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

電話連絡：0570-077-370

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）

### 2 参考

飲食店向け営業時間短縮要請協力金について（令和3年8月7日～8月31日）

[https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00020.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00020.html)

